

平成22年度助成対象活動の専門委員会の審査方法等について

助成金の交付対象となる活動について、芸術文化振興基金運営委員会より、審査を付託された各専門委員会は、「芸術創造活動特別推進事業（文化芸術振興費補助金）交付の基本方針」及び募集案内で定める趣旨・要件等を踏まえ専門的見地から調査審議を行うため、以下のとおり審査の方法等について決定し、調査審議を行ったところである。

○ 審査方法等

- 1 各専門委員は、芸術文化団体等から提出のあった助成金交付要望書について、それぞれの分野に係る下記の「評価の要素」及び「評価の区分」をもとにして事前審査を行う。
- 2 専門委員会における審査は、各専門委員の事前審査の結果をもとに、下記の「評価の要素」に着目し、これらを総合的に検討の上、「採択」又は「不採択」のいずれかの評定を行う。
- 3 演劇専門委員については、応募件数が多いことから、二つの分科会を設け、それぞれが独立して審査を行う。

記

1 舞台芸術等の活動（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会）

(1) 評価の要素

《公演計画について》

- ア 我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待できる公演計画であること
- イ 公演の趣旨、目的が明確であり、かつ企画内容が優れていること
- ウ 当該公演等が、過去の実績に照らして実現可能であること
- エ 公演等の対象（観客等）が社会的に開かれたものであること
- オ 新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）、伝統的な音階や技法を用いた新作公演などの意欲的な公演計画であること
- カ 集客率の目標設定が意欲的な公演計画であること

《団体について》

- ア 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
- イ 今後の活動方針・事業計画に高度な企画性・創造性・発展性又は基礎となるべき伝統性が認められること
- ウ 過去の活動実績において高い芸術水準が認められること（例えば、団体の受賞歴等）
- エ 相当程度の規模と構成員を擁し、相当規模以上の公演事業等を実施しうる芸術団体であること。ただし、演劇、伝統芸能及び大衆芸能の各部門において、芸術上の中核となる者（プロデューサーを含む）が存在して継続的に公演を行っている場合は対象団体となり得るものとする。
- オ 芸術団体の運営及び経理が適正であること（公認会計士、税理士等から外部監査を受ける体制であること）

(2) 評価の区分

評価区分	内 容
A	是非とも助成すべきである
B	助成することが望ましい
C	助成しても差し支えない
D	助成する必要性が乏しい

2 映画の製作活動（劇映画・記録映画・アニメーション映画の各専門委員会）

(1) 評価の要素

- ア 作品の内容が優れていること。
- イ 作品の趣旨、目的が明確であること。
- ウ 活動内容が具体的であること。
- エ 過去の実績に照らして実現可能であること。
- オ 一般に広く公開される予定であること。
- カ 助成の緊要度が高い活動であること。
- キ 製作団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること。
- ク 製作団体の運営及び経理が適正であること。

(2) 評価の区分

(劇映画・記録映画専門委員会の各専門委員会)

評価区分	内 容
A	是非とも助成すべきである
B+	助成することが望ましい
B-	助成しても差し支えない
C	助成する必要性が乏しい

(アニメーション映画専門委員会)

評価区分	内 容
A	是非とも助成すべきである
B	助成しても差し支えない
C	助成する必要性が乏しい